

「WOOD&MEETS」 県庁木質空間PR事業委託業務仕様書

第1 目的

来庁者や職員が快適に利用できるコミュニケーションスペースとして、徳島県庁舎11階の「食堂」及び「展望者ロビー（会議室1102含む。）、（以下、「展望者ロビー」という。）」を徳島県産材（以下、「県産材」という。）による木質等改修を行い、木とふれあい、憩うことができる「体感型木質空間」として整備することで、更なる県産材の魅力発信及び利用拡大を図る。

あわせて、待合、ミーティング、職員のワークスペース等として多目的に使用でき、「開かれた県庁」及び「職員の働き方改革」に資するものとする。

そこで、本仕様書は、徳島県（以下、「甲」という。）が、「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務に係る設計及び施工（什器製作・設置含む。）の業務を受託者（以下、「乙」という。）に委託するに当たり、必要な事項を定めたものである。

第2 本業務における対象施設

1 対象施設の概要

（1）位置・現況

本業務における改修対象箇所（什器設置箇所含む。）は、別紙1（工事改修範囲図）による。

（敷地・建物の概要）

項目	内容
敷地住所	徳島市万代町1丁目1番地
改修建物	徳島県庁舎11階「食堂」及び「展望者ロビー」
構造・階数	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上12階・地下2階
延べ面積	54,283.97㎡
耐火・準耐火構造等	耐火建築物
主要用途	事務所
建築年月日	昭和61年5月

（2）インフラ整備状況

本業務における対象施設において、電気、上水道は整備済みである。Wi-Fi環境（「徳島県無料公衆無線LANサービス（とくしま無料Wi-Fi）」及び「庁内用無線LAN」、以下同じ。）については、別途、甲により「食堂」及び「展望者ロビー」に本委託業務期間中に整備予定。

2 利用計画

「食堂」及び「展望者ロビー」を次の機能を有したコミュニケーションスペースとして整備し利用する。

（1）共通事項

- ア 来庁者及び県職員の食事スペース
- イ 来庁者及び県職員の休憩・待合スペース
- ウ 来庁者及び県職員のミーティングスペース

(プレゼンテーションやセミナーの実施含む。)

エ 県職員のワーキングスペース

(2)「食堂」に係る事項

ア 供用時間は、平日の午前11時から午後6時までとする。なお、食堂営業時間(午前11時から午後2時まで)は、上記「ア 来庁者及県職員の食事スペース」のみの利用とする。

イ 利用ピーク1時間当たり334人程度利用可能とする。

(現在の食堂席数185席)

(3)「展望者ロビー」に係る事項

ア 供用時間は、平日の午前8時から午後6時30分までとする。

イ 飲食可能とし、食堂の補完的スペースとする。

第3 委託する業務の内容

甲が乙に委託する業務の内容は、「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務に係る設計及び施工(什器製作・設置含む。)一式とし、詳細は次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施に当たっては、建築基準法、消防法、その他の設備設置、利用に係る関係法令及び条例並びに甲の指示事項を遵守し、誠意を持って適切に遂行するものとする。

1 委託業務の内容

	対象施設	内容	備考
①	食堂	「第2.2利用計画」を満たす設計図書、設計書等の作成及び施工(什器製作・設置含む。)	既存備品(机・椅子・テレビ等)は甲により別途撤去(撤去時期は甲乙協議による)
②	展望者ロビー	同上	既存備品(旧・現庁舎模型、ベンチ、机、椅子、太陽光発電表示等)及び会議室1102間仕りは甲により別途撤去(撤去時期は甲乙協議による)

2 委託業務に係る条件

(1) 共通事項

ア 各対象施設の特徴を把握し、利用者の利便性、快適性、安全性、防災性、遮音性などを考慮すること。このことにより、壁や設備等の位置変更をする場合は、甲の了解を得ること。

イ 実施にあたっては、関連する既存図面を確認し、入念な現場調査を行うこと。

ウ 使用する木材は、原則、徳島県産材を使用することとし、徳島県木材認証制度に基づく証明書を取得すること。使用する木材の特性を十分考慮し、メンテナンスや清掃等の容易さに配慮すること。

エ 既存備品は原則、工事着手前までに甲が撤去するものとし、備品納入業者によ

- る備品の搬入、設置の工程を確認する等、業者間での情報共有を行うこと。
- オ 施工中の発災時や緊急時は、甲と連携し、スムーズな対応ができるように配慮すること。
- カ 振動騒音を伴う作業については、平日行うことができない。
- (2)「食堂」に係る事項
 - ア 委託業務期間は食堂運営を継続する。ただし、食堂運営を休業せざる得ない施工等が発生する場合は、令和6年12月14日（土）から令和7年1月19日（日）までの期間に施工し完了するものとする。
 - イ 食券販売機及び自動販売機については、現状のままとする。
 - ウ 移動式大型テレビ2台（58V型程度）を本業務外で甲が別途調達する。
- (3)「展望者ロビー」に係る事項
 - ア 移動式大型テレビ1台（58V型程度）を本業務外で甲が別途調達する。

3 必要な機能等

- (1) 共通事項
 - ア 複数年の長期にわたる使用を想定し、耐久性はもとより経年変化を考慮すること。
 - イ 設置した際の安定性、耐火性などの安全性を考慮すること。
 - ウ 強度試験が必要な場合は、JIS規格に準拠した強度性能及び耐久性を有することを確認すること。
 - エ 原則、電源は新設しない。ただし、プレゼンテーションやセミナー用にコンセントを1箇所程度新設できるものとする。
 - オ Wi-Fi環境は、本委託業務期間中に本業務外で甲が別途整備する。
 - カ 天井内の配管配線が見えない仕上げとすること。
- (2)「食堂」に係る事項
 - ア 厨房及び食器洗い場へ部外者が侵入できない対策をすること。
 - イ 食器洗い場周辺の湿気対策を考慮すること。
 - ウ 箸立てや調味料等は、食卓には置かなくてもいいようにレイアウトを工夫すること。
 - エ これまで、食堂内では食堂運営者が食卓を利用し、弁当の箱詰作業や洗浄した弁当箱の乾燥作業を行っていることから、引き続き同様な作業が可能なレイアウトを工夫すること。

4 その他

- (1) 共通事項
 - ア 外観・機能とも県産材の魅力を備えていること。
 - イ 徳島らしさの要素を盛り込むこと。
 - ウ 保証期間は、正常な使用状況下における故障については、乙は1年間の無償修理に応じるものとする。なお、別途メーカーの保証規定・保証期間がある場合はその内容・期間とすること。
 - エ 輸送費用及び輸送に係る車両の保険費用等、納入に係る一切の経費については乙の負担とする。
 - オ 関係法令による手続き等は、乙が行うものとし、これに係る経費は見積書に含

めるものとする。

第4 その他

1 図面データの貸与

図面データの貸与を受ける場合は、別紙2（図面データ提供申込書及び誓約書）を事務局へ提出し、貸与を受けること。

2 提出書類

（1）設計図書、設計書等

乙は、契約後、設計業務完了次第速やかに設計図書、設計書等を紙媒体で各3部及び電子データで提出し、甲の承認を得ること。

（2）図面及び取扱い説明書

乙は、委託業務期間内に次のうち必要となる図面等を紙媒体で各3部及び電子データで提出し、甲に対し取扱い説明を実施すること。

ア 全体説明書

イ 図面及び取扱い説明書

ウ 点検修理依頼先一覧表

エ その他必要となる図面や説明書など

3 疑義の解釈

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、甲の指示を仰ぎ、甲と乙との相談によって解決すること。解決までの経緯は乙が書面に記録し甲に提出すること。